

■被扶養者認定のための取扱要領

	区 分	改正	現行
1	収入のある場合 ①～③を 満たしているこ と	★被保険者と同一世帯の場合 ①年間収入が130万円未満 （但し、60歳以上または障害者は 180万円未満） ②年間収入が被保険者の1/2未満 （但し、 <u>学生（22歳到達年度の3月 31日まで）は除く</u> ） ③一人あたりの生計費の判定 ★被保険者と同一世帯にない場合 ①年間収入が130万円未満 （但し、60歳以上または障害者は 180万円未満） ②年間収入が被保険者からの援助 （仕送り）より少ない ③一人あたりの生計費の判定	★被保険者と同一世帯の場合 ①年間収入が130万円未満 （但し、60歳以上または障害者は 180万円未満） ②年間収入が被保険者の1/2未満 ③一人あたり生計費の判定 ★被保険者と同一世帯にない場合 ①年間収入が130万円未満 （但し、60歳以上または障害者は 180万円未満） ②年間収入が被保険者からの援助 （仕送り）より少ない ③一人あたりの生計費の判定

「年間収入」の捉え方

年間収入については、「前年（1月～12月）」の収入で判定してきましたが、扶養の事実が発生した日以降の見込み収入額となります。